

補助金を利用して 合併処理浄化槽へ切り替えましょう!!

国見町では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ
転換する工事費用の一部を補助しています。
この機会に是非、切り替え工事のご検討をお願いします。



1. 補助対象 (10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する下記の建物)

(1) 新たに合併処理浄化槽を設置する建物(新築・建替え)

※2世帯住宅または同一敷地内にある複数の建物を一つの浄化槽で処理する場合は、
10人槽以上の浄化槽を設置しても10人槽の補助金限度額の範囲内で補助。

(2) 単独処理浄化槽・汲み取り便槽を使用していた建物(転換・入替)

※増築等により既存建物の一部または全部が使用される場合を含む

(3) 合併処理浄化槽で設置後10年を経過し、新たに合併処理浄化槽を設置する建物(入替)

※本補助金を使用して設置したものを含む。

※既設合併処理浄化槽を完全撤去するものに限る。機器の修繕等は対象外。

(4) 震災で被害を受けた建物

※建物解体後に更地化して新築する建物

※合併処理浄化槽が使用不能となり、新たな合併処理浄化槽に交換する場合。

(5) 地区集会所に設置する場合

2. 対象区域

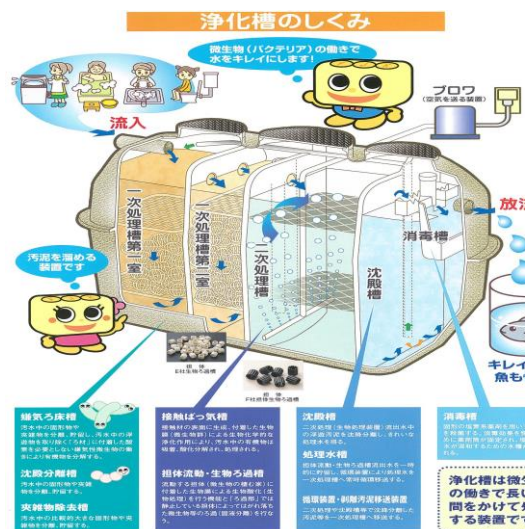
国見町公共下水道事業計画区域外の地域

3. 補助金額

工事費用の約1/3を補助する。

① 本体分(国費・県費の要件なし)

人槽区分	補助金額(限度額)
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円



② 撤去費(国費・県費・町費からそれぞれ1/3)

区分	撤去費 (限度額)
既存単独処理浄化槽が設置されていた同一敷地内に合併処理浄化槽が設置される場合	120,000円
上記以外の場所及び汲み取り便槽	90,000円

③ 宅内配管工事費(国費・県費・町費からそれぞれ1/3)

区分	配管工事費 (限度額)
既存単独処理浄化槽からの転換に係る宅内配管工事	300,000円
汲み取り便槽からの転換に係る宅内配管工事	300,000円

4. 申請手続きの方法

補助金の交付を受けるための手続きは下記のとおりです。
なお、手続きは工業者が代行して行います。

①浄化槽設置届出書の提出



②補助金交付申請書の提出



③浄化槽工事の実施



④実績報告書の提出



⑤補助金交付請求書の提出

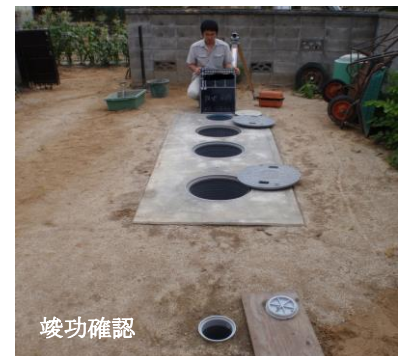


⑥補助金の交付

→ 指定口座に振り込み

← 町職員が着工前の確認をします。

← 町職員が完了検査を行います。



合併処理浄化槽を設置したあとの維持管理が重要です!

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、浄化槽法で定められた**保守点検・清掃・法定検査**を受ける必要があります。

1. 保守点検

浄化槽管理者（設置者）は、浄化槽の機能が正しく働き、処理水が法律で定める基準内で放流されるよう、定期的に保守点検を行うことが義務づけられています。

保守点検は県登録の保守点検業者に委託し実施してください。



2. 清掃

浄化槽を一定期間使用していると汚泥やスカムが溜まり、浄化機能が低下して処理水質が悪くなるため、毎年1回以上清掃することが必要です。

清掃は町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し実施してください。



3. 法定検査

浄化槽管理者(設置者)は、浄化槽法の規定により浄化槽の法定検査を受ける義務があります。法定検査には、7条検査、11条検査があり、検査は県知事が指定する検査機関である(公益社団法人)福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会が行います。

【お問い合わせ先】

国見町役場 上下水道課 上下水道係 TEL024-585-2997 FAX024-585-2181

メール：suido@town.kunimi.fukushima.jp ホームページ：http://www.town.kunimi.fukushima.jp/